

審 査 基 準

令和 7 年 5 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第105条の 2 第 2 項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第104条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）、第105条（免許の失効）並びに第105条の 2 第 1 項（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第39条の 2 の 5（運転経歴証明書の交付等）及び第39条の 2 の 6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第30条の 8（運転経歴証明書の交付等の申請の手続）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：1 日（行政庁の休日を除く。） ※ 警察署（杵築幹部交番及び津久見幹部交番を含む。）において申請が行われた場合については、21日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：大分県警察本部交通部運転免許課又は各警察署交通関係事務担当課
問 合 せ 先：大分県警察本部交通部運転免許課免許係（電話 097-528-3000） 各警察署交通関係事務担当課
備 考：